



SMBC

CHINA MONTHLY

第88号

2012年10月

編集・発行:三井住友銀行 グローバル・アドバイザリー部

<目次>

● 経済トピックス①	景気浮揚優先の経済運営にシフト 日本総合研究所 調査部 主任研究員 佐野 淳也……………2
● 経済トピックス②	中国の個人向け EC ビジネス(1) ～市場の実際と成長ポテンシャル～ 日本総合研究所 総合研究部門 研究員 森田 渉……………3～4
● 制度情報	増値税輸出還付制度の規制緩和について Mizuno Consultancy Holdings Limited 代表取締役社長 水野 真澄……………5～7
● 上海現地レポート	「上海市製品品質条例」について 上海勤瑞律師事務所 律師 孫毓琦 弁護士法人キャスト 弁護士 藤田直佑……………8～10
● マクロ経済レポート	中国経済展望 日本総合研究所 調査部 研究員 関 辰一……………11～15
● 金利為替情報	■ 中国人民元 ■ 台湾ドル ■ 香港ドル 三井住友銀行 市場営業統括部(シンガポール) シニア・エコノミスト 吉越 哲雄……………16～18

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

経済ピックス① 景気浮揚優先の経済運営にシフト

TOPICS

SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部

主任研究員 佐野 淳也

E-mail: sano.junya@jri.co.jp

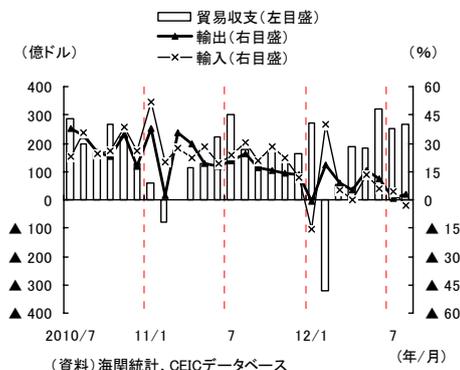
■景気の減速基調は変わらず

一部の指標に持ち直しの兆しがみられるものの、景気は減速基調で推移しています。

8月の輸出は前年同月比2.7%増でした。7月(同1.0%増)に比べて上向いたとはいえ、低い伸び率が続いています(右上図)。国・地域別にみると、米国向けが上向いた半面、EU向けの3カ月連続の前年割れ、日本向けのマイナス幅拡大などから、力強い回復は当面期待しにくい状況です。他方、8月の輸入は、2年10カ月ぶり(旧正月の時期がずれた影響で減少した2012年1月を除く)に前年割れとなりました。輸出品を含む生産活動の鈍化が響いたためとみられます。

内需をみると、1~8月期の固定資産投資(除く農村家計)は前年同期比20.2%増と、1~7月期の実績を0.2%ポイント下回りました。ただし、同時期の不動産開発投資に限れば、前年同期比15.6%増(1~7月期は同15.4%増)と、伸び率の低下傾向にブレーキがかかりました。小売売上高は堅調に拡大(8月は前年同月比13.2%増)しているものの、2000年代後半から2011年までは前年比15~20%程度の伸びが続いていたことを勘案すれば、低水準で推移しているといえます。

<輸出入の伸び率(前年同月比)と貿易収支>

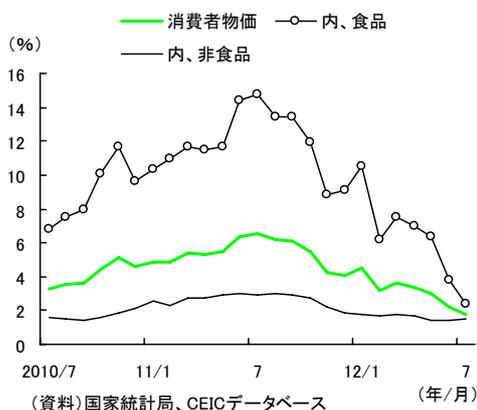


■インフラ整備プロジェクトの認可を加速

他方、8月の消費者物価上昇率は、前年同月比+2.0%でした(右下図)。食品価格が若干反騰したものの、物価は総じて安定しています。もう一段の金融緩和を実施する余地はあるように思われますが、預金準備率は5月18日、基準金利は7月6日を最後に、一度も調整されていません(9月11日現在)。不動産価格に再上昇の兆しが出ていることなどから、預金準備率や基準金利の再引き下げを先送りしたと推測されます。

こうしたなか、9月5、6日の両日、国家発展改革委員会は、各地のインフラ整備(地下鉄、高速道路、港湾など)プロジェクトを大量認可しました。同委員会のホームページ上で確認できた範囲内では、件数や総事業費といった点で通常時よりも突出しています。地場紙は、この2日間で認可されたプロジェクトの規模は約1兆元に達したと報じています。投資プロジェクトの認可加速という即効性の強い手段を使ってでも、景気減速に歯止めをかけようとする中央政府の意向が看取されます。景気浮揚優先の経済運営に事実上シフトしたと判断できる一方、中央政府自身は、この景気浮揚策をほとんどアピールしていません。アピールによって、投資プロジェクトが過度に計画、執行されることを懸念したためと推測されますが、こうした冷静な対応を維持することが、胡錦濤政権及び次期政権には求められます。

<物価の推移>
(前年同月比)



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

経済トピックス② 中国の個人向け EC ビジネス (1) TOPICS ~市場の実際と成長ポテンシャル~

SMBC China Monthly

日本総合研究所 総合研究部門

研究員 森田 涉

E-mail: morita.wataru@jri.co.jp

中国は、「世界の工場」としてだけではなく、「世界の市場」としても注目されるようになってきました。この市場にアプローチするチャネルとして、「個人向け EC ビジネス」が有望視されています。このビジネスは、巨大な成長ポテンシャルを有していますが、一方で本格的に立ち上がったのがごく最近であり、日本国内においては、その全体像や参入方法が十分に把握されていない状況です。そこで、今月から数回にわたり、中国の個人向け EC ビジネスの動向や、参入の際のポイントについて連載いたします。

■中国における個人向け EC 市場の実際 ~売買成立までのとても険しい道のり~

まず、中国における個人向け EC ビジネス市場の全体的なイメージをお伝えします。

ネットショッピングの主役は、都市部に住む高学歴・高収入の若い女性です。彼女たちは主にアパレル、宝飾品・アクセサリ、食品などに関心を持ち、様々な EC サイトを巡り興味を引く商品を探します。もちろん品質も気にしますが、最も注目するのは価格です。中国においては、EC サイト＝安価な買い物ができる場、という認識が浸透しています。

気になる商品を見つけたら、今度は口コミサイトや BBS、ブログを巡り、商品の評判を調べます。中国においては、商品を購入する際に、企業広告はあまり重視されず、口コミを重視する傾向にあります。

商品の口コミ評判は上々ということで、いざ購入することを決定したら、EC サイト上の購入ボタンを押して終了…とはいかないところが、中国の個人向け EC ビジネスの大きな特徴です。

ここから、EC サイトの出品者への商品の問い合わせや値切り交渉が始まります。中国の多くの EC サイトでは、ユーザーが店のスタッフとチャットで直接コミュニケーションをしながら買い物ができるように、チャットシステムが整備されています。ユーザーは商品に対する疑問などがあれば、このチャットシステムを用いて徹底的に問い合わせをします。また、「2つ買うから送料を無料にしてほしい」、「3つ買うから1つおまけしてほしい」、「口コミサイトを見たら、この商品をもっと安値で買った人を見つけた。私も値引きしてほしい」といった価格交渉も頻繁に繰り返されます。商品に対する疑問が解消し、値切り交渉が成功すれば、晴れて売買が成立します。

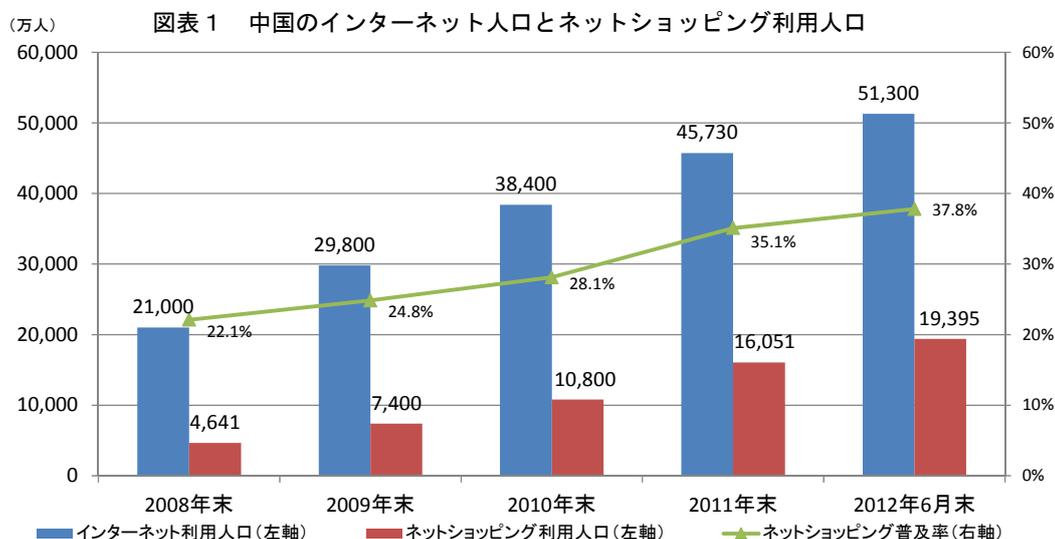
商品購入後には、自身もまた買い物の経験を口コミサイト等へ投稿します。商品の品質以外にも、利用した EC サイトのオーダー処理や配送、決済、チャットのやりとりの状況についても細かく書き込みます。この書き込みの蓄積が、誰かの将来の購買に活かされていきます。

このように、中国の個人向け EC ビジネスは日本におけるそれとは大きく異なる特徴を持っています。実際にビジネスを行うならば、現地にファインチューニングされた体制を構築することが必須となるでしょう。さらに、個人向け EC ビジネスは未だ黎明期にあり、今後ビジネス形態は急速に変化していくことが想定されます。ユーザーのニーズをタイミングよくとらえて、柔軟にビジネス形態を進化させていくことが求められるでしょう。

■巨大な成長ポテンシャルを持つ個人向け EC 市場

中国では近年、個人によるインターネットの利用が急拡大しており、2012年6月末の段階で5億1,300万人がインターネットを利用しています。この巨大なユーザー群に目を付けたネットビジネスが雨後の筍のように現れていますが、中でも個人向け EC ビジネスは急成長しているビジネスの一つです。中国情報産業部の関連団体である中国インターネット

情報センター (CNNIC) の「中国ネットショッピング市場研究報告」によると、2012年6月末までにネットショッピングをしたことがある人の数は1億9,400万人に上り、市場規模は10兆円に迫る勢いです。



(資料) 中国インターネット情報センター「中国インターネット発展状況統計報告」、「中国ネットショッピング市場研究報告」(2012年6月)を基に日本総合研究所作成

現段階において既に大規模である個人向け EC 市場ですが、中国の人口ポテンシャルに鑑みれば、まだまだ発展途上だと言えます。総務省「情報通信白書」によると、日本においては2011年末の段階で、インターネット普及率が79.1%、インターネット利用者におけるネットショッピングの利用率は46.1%となっています。中国が将来的に現在の日本と同程度のインターネット普及率、ネットショッピング利用率に到達すると想定すると、潜在的なネットショッピングユーザーは約5億人となり、2012年6月末時点の2.5倍になる試算です。

さらに、現在ではアパレル、宝飾品・アクセサリ、食品などが主要な商品ジャンルですが、将来的に EC 市場の成熟が進めば、購買の対象は書籍や家電といったジャンルにも拡大していくことが見込まれます。現在では売高が小さいジャンルにおいても積極的な購買がなされることになるでしょう。中国における個人向け EC 市場の成長ポテンシャルの大きさをお分かりいただけたと思います。

日本における個人消費の成長が見込めない中、日本のメーカーや小売業にとって、中国の個人向け EC 市場は魅力的なビジネスの場です。発展途上の現段階から市場に入り込み着実に足場を固めていくことが、将来の成功の必要条件となるでしょう。しかしながら、中国の EC 市場には上述のような独特な商習慣に加え、複雑な参入規制が存在し、決済・物流等ビジネスインフラにも特殊性が存在します。参入を成功させ、一定の成果を上げ続けていくことは必ずしも容易なことではありません。これから続く連載では、中国における個人向け EC 市場の合法的な参入方法、決済方法・物流に見られる独特な商習慣を紹介した上で、中国個人向け EC ビジネスを行っていく上で重要になるポイントをまとめていきます。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

制度情報

TOPICS

SMBC China Monthly

**増値税輸出還付制度
の規制緩和について**

Mizuno Consultancy Holdings Limited

代表取締役社長 水野 真澄

E-mail: mizuno@mizuno-ch.com

■ 増値税輸出還付制度の規制緩和について

2012年5月25日に、財政部・国家税務総局より「輸出貨物・労務の増値税および消費税に関する通知（財税[2012]39号）、以下、39号」が、同年6月14日に、国家税務総局より「輸出貨物役務増値税と消費税管理弁法（国家税務総局2012年第24号）、以下、24号」が公布され、7月1日より、増値税輸出還付に関する基準の明確化が図られると共に、規制緩和が実施されています。

この規制緩和により、従来、輸出企業のオペレーション・資金繰り上の障害となっていた、いくつかの問題が解消される事が期待されます。

当該通知・弁法の代表的な内容を、以下、解説します。

1. 輸入後再輸出貨物の増値税還付

従来は、輸入貨物を、(加工を行わず)そのままの状態でも再輸出する場合、不良品の返品など、一定の要因の場合を除いては、輸出還付の適用が認められませんでした。

これは、貨物の輸入時に税関から発給される納付証明（税関輸入増値税納付書：中国語では海関進口増値税専用繳款書）が、輸出還付用の証憑として認められていなかったためです。

この証憑は、仕入控除には使用できますので、輸入品を、何らかの理由で、加工を行わずに再輸出する必要が生じた場合には、敢えて自社輸出せず、一旦、国内の販売会社に販売し、そこ経由で再輸出する（販売会社が輸出還付を受ける）等の、変則的な方法がとられていました。

今回、税関輸入増値税納付書が輸出還付証憑として認められた事により（24号・第五条）、輸入貨物を、そのままの状態でも再輸出しても、増値税の輸出還付が可能となり、従来の変則的なオペレーションを採用する必要はなくなりました。

尚、再輸出貨物の輸出還付に際しては、税関輸入増値税納付書に加えて、輸入通関単の提示も必要となります。

2. みなし国内販売課税の規制緩和

「輸出貨物税還付（免除）の若干の問題に関する通知（国税発[2006]102号）現時点では失効」により、規定された期限内に税還付を申請しなかった貨物、一定期間内に輸出申請は行ったが、期限内に証憑書類を提出できなかった貨物に付いては、輸出取引であっても、増値税課税上は国内販売と見なして課税する事が規定されています。

これは、適切な税務処理を行わなかった事に対する、一種の罰則規定です。

今回、39号・第6条で、この様な処理上の問題があった場合でも、免税措置の適用を認める（増値税輸出還付は認めないが、輸出に対して課税は行わない）事が定められました。

因みに、39号・第6条（一）-3には、この規制緩和が、以下の通り規定されています。

● 輸出企業或いはその他企業が規定に準じて申告を行わなかった、或いは増値税還付（免税）証憑を揃える事ができなかった輸出貨物・労務。具体的には以下のものを指す。

- （1）国家税務総局が規定する期限内に、増値税還付（免税）の申告を行わなかった輸出貨物・労務。
- （2）規定の期限内に「代理輸出貨物証明」の申告・作成を行わなかった輸出貨物・労務。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

(3) 増値税還付(免税)を申告済みだが、国家税務総局が規定する期限内に、税務機関に対して増値税還付(免税)証憑を提出できなかった輸出貨物・労務。

尚、増値税免税政策が適用される輸出貨物・労務に対して、輸出企業等は、免税措置の享受を放棄し、39号・第7条の規定に基づいて増値税を納付する事が認められています(その場合は、仕入控除が可能)。

3. 増値税輸出還付申告期限の緩和

従来、増値税の輸出還付は、貨物の輸出後90日以内に申請する事が義務付けられていました。これが、24号・第4条(一)、第5号(一)により、貨物輸出の翌月から、翌年の4月30日までに、証憑を整備して申告する事が定められ、申告期限の緩和が実施されました。

4. 新設企業の増値税輸出還付審査期限の廃止

従来は、新設企業(新規で輸出業務が発生した企業)に関しては、12ヶ月間の審査期間が設定され、その期限経過後に、初めて輸出還付が受けられる事になっていました。

この為、新設設立された輸出企業は、還付待ちの増値税額が1年分累積する事となり、多大な資金負担を強いられる状況でした。

この審査期間は、「輸出貨物の免税・控除・還付の一層の推進に関する弁法(財税[2002]7号)現時点では失効」・第8条(以下)に基づくものですが、39号・添付10で、当該条文が廃止されましたので、新規で輸出業務を開始した企業でも、早期増値税還付を受ける事が出来る様になりました。

<廃止された条文>

小型輸出企業と新規で輸出業務が発生した企業の輸出還付税額に対しては、審査期間を12ヶ月とする。新規で輸出業務が発生した企業は、12か月後に正常な分類管理を行い、還付を実施する。新規で輸出業務が発生した企業とは、最初の輸出業務が発生した日から、12ヶ月未満の企業を指す。

5. 生産型企業のみなし自社製品増値税還付

生産型企業が外部調達した一部の製品に関して、自社製品と見なして輸出還付の適用が受けられる制度がありますが、この対象品目が拡大されました。

みなし自社製品の詳細は39号・添付4に明記されていますが、代表的な内容は以下の通りです。

(1) 一定条件を満たす優良企業

設立後適切な納税を行っており、一定の要件(注)を満たした生産型企業が輸出した、自社製品と同類、若しくは、関連性を有する外部購入貨物は、みなし自社製品輸出貨物として、増値税の輸出還付が認められます。

注：一定の要件とは、経営開始2年以上で、納税信用格付けA級、前年度売上高5億円以上の一般納人資格を有する企業を指します。

(2) それ以外の企業

上記(1)の一定要件は満たさないものの、税務上適切な処理を行っている企業が、以下の貨物を輸出した場合は、みなし自社製品として、増値税輸出還付を受ける事が認められます。

①以下条件の全てを満たす外部購入貨物。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

- ・当該企業が生産する貨物と名称、性能が同一である。
 - ・当該企業が登録した商標、国外企業（個人）が当該企業に提供した商標を使用している。
 - ・ 当該企業の自己生産貨物を購入する国外企業（個人）に輸出される。
- ②当該企業が生産した輸出貨物に付帯する外部購入貨物で、かつ当該企業の自己生産貨物を購入する国外企業（個人）に輸出されたものであり、以下条件のいずれかに該当するもの。
- ・当該企業が輸出する自己生産貨物のメンテナンスに使われる部品等。
 - ・当該企業が加工・組み立ては行わないが、輸出後に直接当該企業の自己生産貨物と組み合わせることができる貨物。

上海現地レポート「上海市製品品質条例」 REPORT について

SMBC China Monthly

上海勤瑞律師事務所 律師 孫毓琦
 弁護士法人キャスト 弁護士 藤田直佑

E-mail: sunyuqi@qinruilaw.com

E-mail: fujita@cast-law.com

1. 制定の経緯

近時の中国の消費者市場を見ると、中国の経済成長による市場の拡大や消費者の権利意識の高まりに伴い、製造物責任や消費者権利保護の問題が拡大傾向にあります。従来からあった1993年に公布・施行されていた「製品品質法」【1】及び「消費者権益保護法」【2】が2009年に改正され、加えて「権利侵害責任法」【3】が2010年から施行されたこともあり、中国の消費者の製品品質に関する目は厳しくなっているように思われます。

上海市においては、従前から製品品質に関する「上海市製品品質監督条例」【4】及び消費者保護に関する「上海市消費者権益保護条例」【5】が公布・施行されていましたが、この度、「上海市製品品質監督条例」(以下「旧条例」といいます。)に代わるものとして、「上海市製品品質条例」(以下「本条例」といいます。)が施行されました【6】【7】。旧条例と比較すると条項数では3条減少していますが、内容面では、全国に適用される「製品品質法」に整合するように調整されると共に、大きく補充されています。また本条例においてはその名称から「監督」の2文字がなくなっていますが、これは製品品質が行政により監督管理されるだけでなく、企業が主体的に管理すべきものであることを示す、象徴的な変更点といえることができます。以下、本条例について概観します。

2. 本条例の紹介

(1) 総則(第一章 第1条乃至第6条)

総則部分は、条例の目的、「製品」の定義、生産者及び販売者と行政の責任について規定しています。生産者及び販売者と行政の責任については、以降の箇所において具体的な規定が置かれています。

本条例はその目的を、「製品品質法」その他の法律及び行政法規の規定に基づき、製品品質責任を明確にし、製品品質に対する監督管理を強化し、製品品質水準を高め、消費者の適法な権益を保護し、かつ、社会経済秩序を維持保護することを目的としており【8】、

1 全国人民代表大会常務委員会 1993年2月22日公布〔全国人民代表大会常務委員会令第33号〕、同年9月1日施行、2000年7月8日改正、2009年8月27日改正〔主席令第18号〕、同日施行。

2 全国人民代表大会常務委員会 1993年10月31日公布〔主席令第11号〕、1994年1月1日施行、2009年8月27日改正〔主席令第18号〕、同日施行。

3 全国人民代表大会常務委員会 2009年12月26日公布〔主席令第21号〕、2010年7月1日施行。

4 上海市人民代表大会常務委員会 1994年8月26日公布、同年10月1日施行、1998年改正。

5 上海市人民代表大会常務委員会 2002年10月28日公布、2003年1月1日施行。

6 上海市人民代表大会常務委員会 2012年4月19日公布〔上海市人民代表大会常務委員会公告第46号〕、同年9月1日施行。

7 本条例第50条は、2012年9月1日の施行と同時に「上海市製品品質監督条例」を廃止する旨規定しています。

8 本条例第1条。

この点については、「製品品質法」と共通し、また旧条例からも特に変更はありません。

特徴的な点としては、生産者及び販売者が製品品質の責任主体であることが明確に規定されていることが挙げられます【9】。

(2) 生産者及び販売者の責任及び義務(第二章 第7条乃至第21条)

本条例は、総則に続く第2章(第7条乃至第21条)において、生産者及び販売者の責任及び義務について規定しています。注目される条項としては、製品について国家標準・業種標準又は地方標準がない場合において、企業に企業標準の制定を義務付ける企業標準化管理に関する条項と【10】、生産者に対して、製品を流通に投入した後、製品に人体の健康及び人身又は財産の安全に危害を及ぼす不合理な危険が存在するおそれがあるのを知りえた場合には、自発的に調査を展開する義務を負わせると共に、製品に欠陥が存在するのを確認した場合において、遅滞なく警告及びリコール等の救済措置を講じ、かつ、品質技術監督部門に対し報告する義務を規定する条項が挙げられます。同条項は更に、生産者がその他の製品品質等の問題について、リコール活動を展開することを奨励する旨を規定しています。【11】。

リコールについて全国に適用される具体的な規定としては、2004年に①自動車に関する「欠陥自動車製品リコール管理規定」【12】、2007年には②食品に関する「食品リコール管理規定」【13】、③児童玩具に関する「児童玩具リコール管理規定」【14】及び④薬品に関する「薬品リコール管理弁法」【15】が制定され、この4種の分野(自動車、食品、児童玩具及び薬品)については全国的にリコール制度が確立しています。2011年には、更に、⑤医療器械に関する「医療器械リコール管理弁法(試行)」【16】が制定されました。上海市では、従来から、全国で確立している4種の分野(自動車、食品、児童玩具及び薬品)以外の製品の欠陥に対して自主回収を促してきており、本条例の草案段階においては、欠陥製品一般についてのリコール制度の法制化が議論の対象となりました。欠陥製品のリコール制度に関する条項が盛り込まれた形で本条例が成立すれば、上海で生産される全ての製品が対象となり、内資・外資企業にかかわらず、リコールが義務づけられることになるとして注目を集めました。最終的に制定された本条例においては、欠陥製品のリコール制度に関する規定は設けられていません。欠陥製品一般についてのリコール制度の確立については、全国に適用される法令として審議が重ねられている「欠陥製品リコール管理条例」の制定も含め、今後の動向が注目されます。

(3) 行政監督(第三章 第22条乃至第33条)

9 本条例第3条。

10 本条例第8条。

11 本条例第18条

12 国家品質監督検査検疫総局/国家発展改革委員会/商務部/税関総署 2004年3月12日公布〔国家品質監督検査検疫総局/国家発展改革委員会/商務部/税関総署令第60号〕、同年10月1日施行。

13 国家品質監督検査検疫総局 2007年8月27日公布〔国家品質監督検査検疫総局令第98号〕、同日施行。

14 国家品質監督検査検疫総局 2007年8月27日公布〔国家品質監督検査検疫総局令第101号〕、同日施行。

15 国家食品薬品監督管理局 2007年12月10日公布〔国家食品薬品監督管理局令第29号〕、同日施行。

16 衛生部 2011年5月20日公布〔衛生部令第82号〕、同年7月1日施行。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

行政監督に関する章においては、市品質技術監督部門による上海市の重点製品品質監督統制目録及び全市性の製品品質監督検査計画の編成【17】、品質技術監督部門による製品品質監督抽出検査の実施及び監督抽出検査結果を公表【18】、工商行政管理部門による、流通分野において人体の健康及び人身又は財産の安全に危害を及ぼすおそれのある製品並びに消費者及び関係組織が品質問題のある旨を報告する製品について品質モニタリングの実施【19】、市品質技術監督部門による上海市の重大製品品質安全事故処理事前案を編成及び事故の調査処理の調整【20】、製品品質検査機構による製品検査【21】について規定しています。

(4)社会監督(第四章 第34条乃至第39条)

社会監督に関する章は旧条例においても設けられていましたが、本条例においては、より明確な規定が設けられました。具体的には、①単位及び個人の製品品質問題を通報する権利【22】、②消費者が製品品質問題について、製品の生産者及び販売者に対し照会できる権利【23】の他、③消費者権益を保護する社会組織による、関係部門に対する消費者が報告した製品品質問題処理の建議、行政管理部門の製品品質に対する監督検査への参与、消費者に損害が生じた場合の人民法院への訴訟提起の支持【24】、④ラジオ局、テレビ局、新聞・刊行物及びインターネットウェブサイト等のメディアによる、製品品質についての社会監督の実行【25】、⑤業種協会による業種自律の強化等【26】、⑥紛争処理機関が紛争処理する場合における製品品質鑑定単位による鑑定【27】等が挙げられます。

(5)法律責任(第五章 第40条乃至第49条)

生産者及び販売者が所定の義務に違反した場合、又は一定の行政監督に違反等した場合については、是正命令、反則金、違法所得の没収等の法律責任が規定されています。生産者及び販売者としては、法定された義務・制度等の正確な理解とその厳格な遵守が必要といえるでしょう。

以上

17 本条例第22条。

18 本条例第23条。

19 本条例第24条。

20 本条例第26条。

21 本条例第28条。

22 本条例第34条。

23 本条例第35条。

24 本条例第36条。

25 本条例第37条。

26 本条例第38条。

27 本条例第39条。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

マクロ経済レポート

中国経済展望

REPORT

SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部

研究員 関 辰一

E-mail: seki.shinichi@jri.co.jp

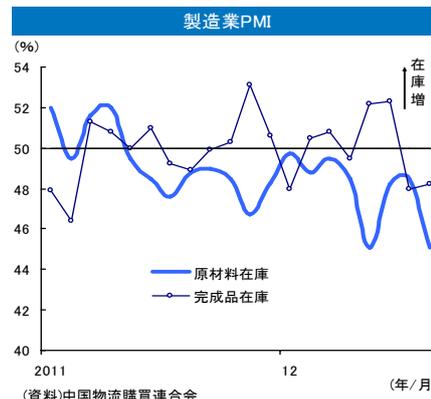
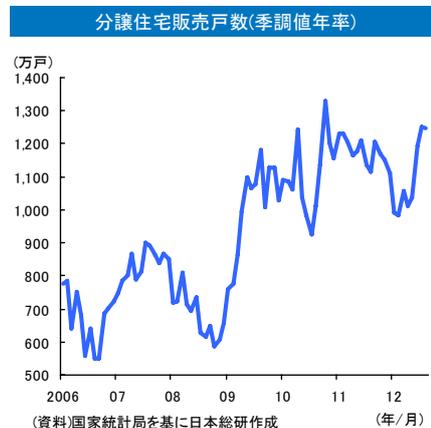
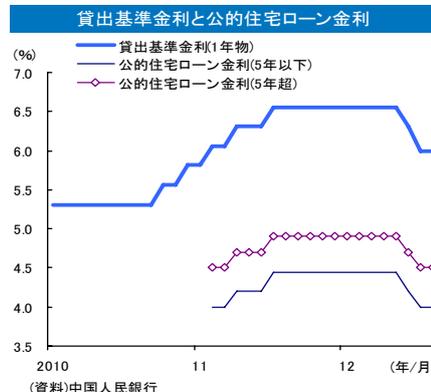
■中国経済概説(2012年10月)

(1) 現状

- ① 足許の景気は減速傾向。昨年半ばまでの金融引き締め政策、国内住宅市場の調整、欧州債務危機が背景。
- ② 5月以降、景気減速が政府の想定よりも急ピッチであるため、政府は即効性のある景気対策に重点をシフト。具体的には、a)公共投資の拡大、b)企業の投資プロジェクトの承認加速、c)政策金利の引き下げを実施。さらに中央政府は、中小都市の地方政府による不動産市場抑制策緩和を一部黙認。
- ③ この結果、政府部門のみならず、民間部門にも持ち直しの兆し。企業部門では、製造業の業況判断と工業企業の利益率が改善。設備投資の先行指標となる日本の中国からの工作機械の受注も、2012年入り後から回復。家計部門では、8月の分譲住宅販売床面積が5月に比べて2割増加。

(2) 展望

- ① 中国景気は、景気対策に支えられて、2013年にかけて持ち直しへ。今後予想される景気対策を整理すると、以下の3点が中心に。
 - a)一段の金融緩和。窓口指導の緩和や利下げ、預金準備率の引き下げにより、銀行融資が増加。
 - b)公共投資の拡大。1兆元の景気対策は着実に実施される公算大。
 - c)企業の投資プロジェクトの承認加速。
また、バブルが発生していない中小都市では、不動産抑制策を緩和。
- ② **ただし、足許の在庫調整と輸出・投資の回復の遅れを踏まえ、成長率の回復は10~12月期に後ずれ。**2012年の実質GDP成長率予想を8.0%から7.7%に、2013年は8.5%から8.2%に下方修正。
- ③ 一方、一段の景気下振れリスクも。住宅価格が急騰し、不動産開発投資が過熱化した場合、政府が抑制策を再度強化することになるため、関連分野の固定資産投資が減速する可能性。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

■輸出入

【輸出】

(1) 現状

- ① 輸出は増加基調にあるものの、足許は世界経済の減速により、伸び悩み。
- ② 前半は欧州債務問題の影響を受けて、EU向けが伸び悩んだものの、米国景気が底堅く推移するなか、輸出総額は大幅に増加。もともと、足許は欧米経済や新興国経済の減速を受けて、減少。

(2) 展望

- ① 輸出が持続的に減少する可能性は小。第1に、輸出総額の2割を占める米国向けは、米国住宅価格や株価の上昇が個人消費を支えるなか、増加基調に変わりはない見通し。第2に、BRIS向けは、資源価格の底入れによる新興国の景気回復を背景に、拡大傾向で推移する見込み。
- ② 一方で、欧州債務問題の長期化やタイの洪水による反動増の剥落により、前半の力強い輸出拡大は期待しにくく、緩やかな増加にとどまる見通し。製造業PMIの新規受注指数(輸出向け)は横ばいで推移。

【輸入】

(1) 現状

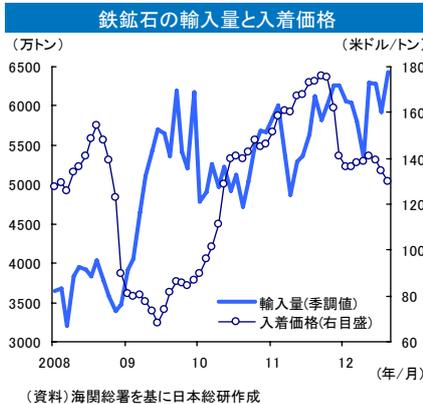
輸入は横ばいで推移。鉄鉱石の輸入量は高水準。

(2) 展望

今後、輸入は緩やかな増加傾向に転じる見込み。政府の景気対策の効果が徐々に顕在化する公算大。さらに、中小都市に対する不動産価格抑制策の緩和などにより、住宅市場の調整が一巡すれば、輸入の押し下げ要因が剥落する見通し。

【対中直接投資】

1～7月の対中直接投資は、欧州債務危機と中国経済の減速により、前年同期比▲3.6%の減少。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

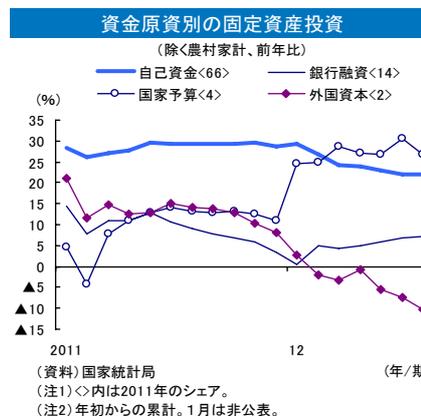
■固定資産投資

(1) 現状

- ① 固定資産投資は2012年入り後に急減速し、足許は回復が遅れている。投資減速の主因は企業収益の悪化を背景とした民間設備投資の増勢鈍化。資金原資別の内訳をみると、固定資産投資の3分の2を占める自己資金による投資の伸び率が、2012年入り後に低下。これは内部留保を原資とした民間企業の設備投資が中心。製造業の利益総額が前年割れとなるなど、民間企業の収益は悪化。売上高伸び率が内外需要の減速を受けて低下する一方、人件費は人手不足により高い伸びを維持したため、利益率が低下したことが背景。
- ② ただし、民間設備投資の増勢鈍化に歯止めがかかる兆しも。自己資金による固定資産投資は1～8月に前年比22.0%増と6ヵ月ぶりに伸び率鈍化に歯止め。金融緩和と利益率の改善が背景。
- ③ 公共投資は2012年入り後、大幅に拡大。金融危機後に年率5割増で拡大した国家予算による投資は、2011年に1割増に減速したものの、1～8月には前年比26.9%増へ。

(2) 展望

- ① 公共投資は一段と拡大する見通し。9月初め、政府は1兆元の景気対策を発表。中央政府は瀋陽市やハルビン市の地下鉄、浙江省の高速道路建設などの投資プロジェクトを認可。これらのプロジェクト向けの銀行融資が拡大する見通し。国家予算による投資は、年末にかけて3割増の拡大ペースを維持し、銀行融資による投資も拡大ペースが速まると予想。
- ② 民間設備投資も持ち直しに転じる見込み。自動化需要などが大きいなか、6、7月の利下げの効果が徐々に顕在化する公算大。加えて、公共工事の拡大と不動産市場の回復が、建設業など民間企業の設備投資を押し上げ。
- ③ 以上より、今後固定資産投資は持ち直す公算大。実際、設備投資に先行性を有するわが国の工作機械の受注の動きをみると、7月の中国からの受注は2011年12月から35.0%増。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

■個人消費

【個人消費】

(1) 現状

① 実質小売売上高の減速に歯止め。これまで、住宅市場の調整を主因に、ぜいたく品である娯楽関連や自動車、家電販売が伸び悩み。足許では、住宅市場に回復がみられ、7～8月の実質小売売上高は前年比11.3%と4～6月期の11.0%から小幅に上昇。とりわけ、娯楽用品と家電販売に持ち直しの動き。

② 住宅販売は6、7月に急回復した後、8月は横ばいで推移。地方政府の不動産抑制策の緩和と利下げを背景に、住宅市場は回復傾向。

(2) 展望

不動産抑制策の漸進的な緩和を背景に、住宅販売が緩やかに拡大し、住宅価格は緩やかに上昇する見通し。良好な雇用・所得環境が続くなか、住宅市場の持ち直しに伴い、個人消費は年末にかけて持ち直す公算大。

【雇用・所得環境】

(1) 現状

雇用・所得情勢は良好。人手不足を背景に、求人倍率は2011年入り以降1倍以上を維持し、平均賃金は2桁の増加を持續。

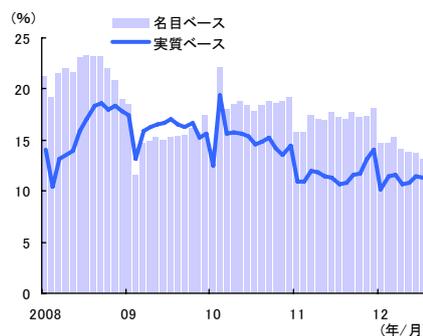
(2) 展望

- 当面、内陸部を中心に人手不足が続く見通し。企業は、
- a) 沿海部では景気低迷が長期化するリスクがあること、
 - b) 内陸部の開発余地が大きいこと、
 - c) 内陸部の人件費が沿海部よりも低水準であることを背景に、内陸部進出を継続する公算大。

【消費促進策】

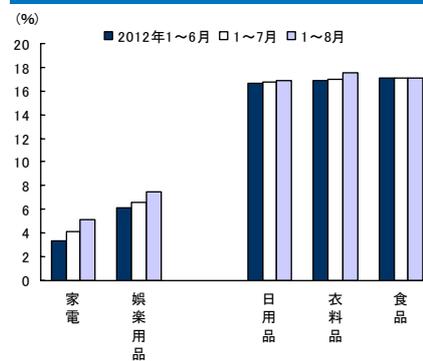
政府は、全人代で消費拡大を2012年の最重要課題に設定。これを受けて5月に政府は省エネ家電、省エネ照明、小型車、省エネモーター向けの補助金制度を公表。6月には、省エネ車減税制度の拡張と自動車買い替えを促進する「汽車以旧換新」制度の再導入を発表。7月には、第8段の省エネ自動車リストを公開。住宅市場についても、基準金利の引き下げに合わせて、6月と7月に公的住宅ローン金利を2回引き下げ。

小売売上高(前年比)



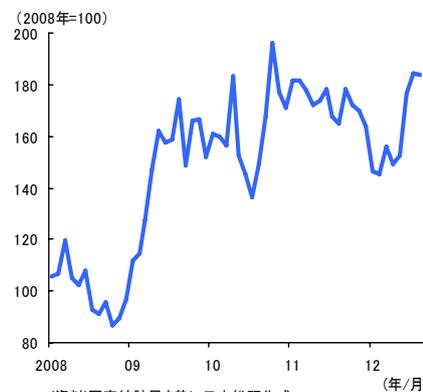
(資料) 国家統計局を基に日本総研作成
(注) 2010年から地域区分等の変更あり。CPI上昇率で実質化。

一定規模以上企業の小売売上高(前年比)



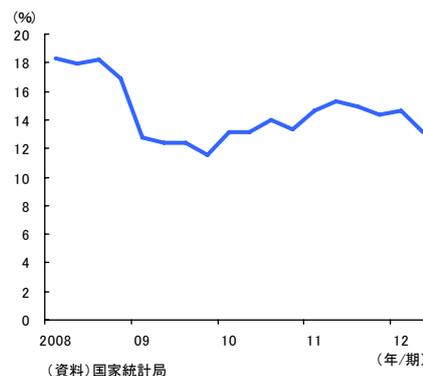
(資料) 国家統計局

分譲住宅販売床面積(季調値)



(資料) 国家統計局を基に日本総研作成

平均賃金の推移(年初来累計、前年比)



(資料) 国家統計局

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

■物価、不動産価格、マーケット動向

【物価】

(1) 現状

- ① C P I 上昇率は2011年7月以降低下傾向であるものの、2012年8月は前年比2.0%と7月の同1.8%から上昇。
- ② 8月は、生鮮野菜価格が天候不順を受けて、前年比23.8%と急騰し、インフレ率を0.6%ポイント押し上げ。他方、2011年のインフレの要因となった豚肉価格は同▲18.5%、肉類全体は同▲6.6%と前年割れが続いた。非食料品価格の伸び率は同1.4%と7月から低下。
- ③ 工業生産者出荷価格は2012年1月から4月にかけて上昇してきたものの、5月以降は下落。

(2) 展望

- ① C P I 上昇率は横ばいで推移する見通し。生鮮野菜価格は、天候要因により振れやすく、急騰を続ける可能性は小。景気減速下、物価上昇圧力は限定的。
- ② ただし、飼料の国際価格上昇などを背景に豚飼育数が減少し、豚肉価格が上昇トレンド入りする可能性に留意。

【不動産価格】

- ① 不動産市場は回復傾向。8月、新築分譲住宅販売価格が前月比上昇したのは70都市のうち36都市。
- ② この背景は地方政府の不動産価格抑制策の緩和と利下げ。不動産バブルの様相を呈していない中小都市では、地方政府が投資抑制策を緩和し、中央政府もそれを一部容認。

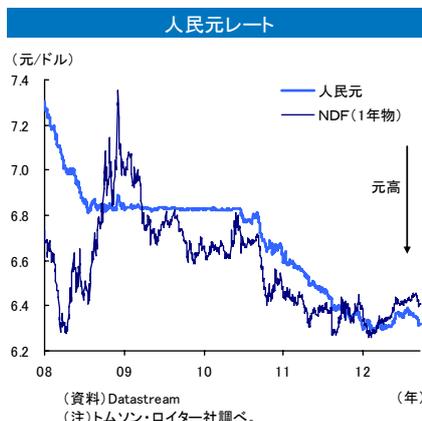
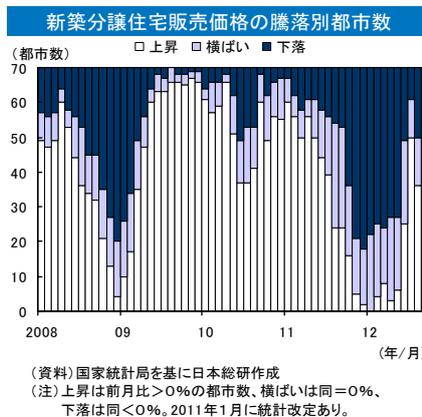
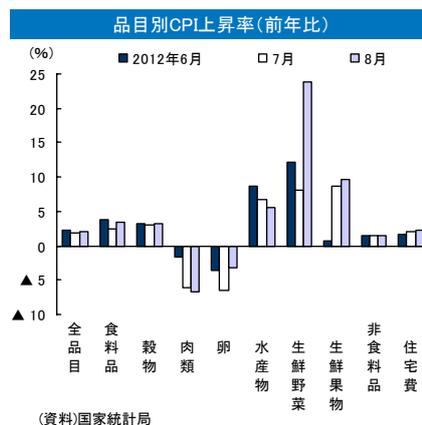
【人民元レート】

(1) 現状

9月18日時点で、1米ドル=6.317元。8月末に対して0.5%人民元高の水準。前年同月末比1.1%増値。

(2) 展望

今後、人民元レートは横ばいで推移すると予想。欧州債務危機が長期化するリスクが高いことを踏まえれば、政府は何らかの支援策を講じる見通し。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

CNY - 中国人民幣

成長ドライバーの固定資産投資に回復の兆し

為替相場・政策金利予測

	為替相場							政策金利							
	1USD=CNY		100JPY=CNY			1CNY=JPY		1年物貸出基準金利							
	Oct-01		Oct-01			Oct-01		Oct-01							
	6.2849		-			8.0610		-		12.41		-		6.00%	
	End of Quarter		Quarterly Range		E of Q	Quarterly Range		E of Q	Quarterly Range		End of Quarter				
	SMBC	Bloomberg	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	Bloomberg			
12Q4	6.3200	6.3200	6.2220	6.3930	7.7830	7.5380	8.1020	12.80	12.30	13.20	5.75%	5.88%			
13Q1	6.3400	6.3000	6.2570	6.4140	7.5390	7.3010	7.8480	13.30	12.80	13.70	5.75%	5.88%			
13Q2	6.3600	6.2700	6.2770	6.4340	7.5000	7.2640	7.8070	13.30	12.80	13.70	5.75%	5.88%			
13Q3	6.3500	6.2200	6.3350	6.4240	7.4180	7.1840	7.7220	13.50	13.00	13.90	6.00%	5.88%			
13Q4	6.3400	6.2200	6.3250	6.4140	7.3550	7.1230	7.6570	13.60	13.10	14.00	6.25%	5.88%			
14Q1	6.3400	-	6.3250	6.4140	7.3210	7.0900	7.6210	13.70	13.20	14.10	6.50%	-			

「Bloomberg」- ブルームバーグによる中央値・加重平均値、「SMBC」- SMBCシンガポールによるトレンド予測
Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

相場動向

USD/CNY-日足



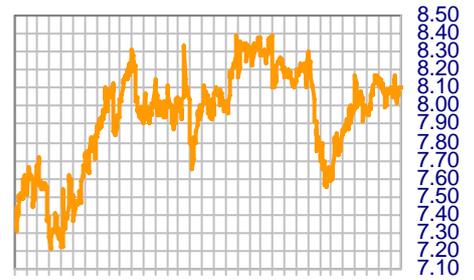
Sources: Bloomberg, CFETS

USD/CNY-週足



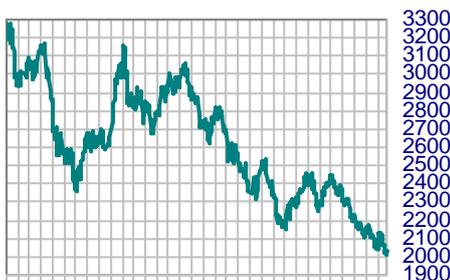
Sources: Bloomberg

JPY/CNY (100JPY=CNY)-日足



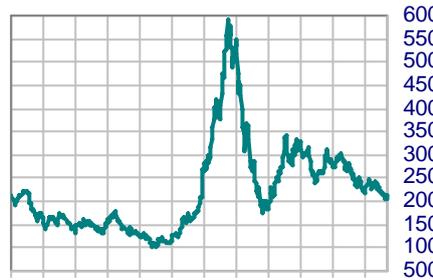
Sources: Bloomberg

上海総合指数-日足



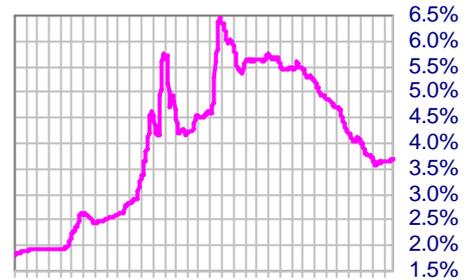
Sources: Bloomberg

上海総合指数-週足



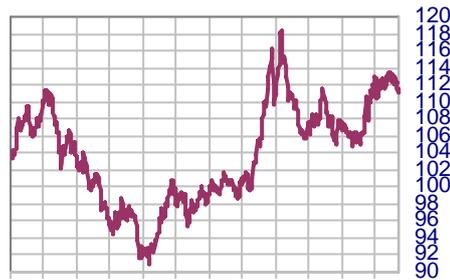
Sources: Bloomberg

3ヵ月物SHIBOR-日足



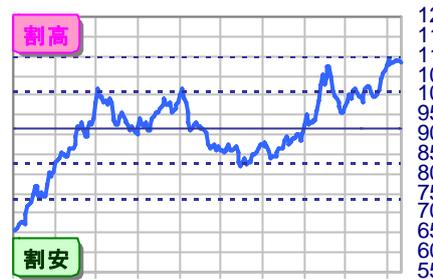
Sources: Bloomberg

CNY名目実効為替相場-週足



Sources: Bloomberg

CNY実質実効為替相場-月足



Sources: Bloomberg

コメント

国家発展改革委員会が9月上旬に55件を超えるインフラ投資計画を承認したと発表して以来、これら計画がすでに第12次5ヵ年計画に盛り込まれていた案件であるか否か、十分な資金繰りがつくのか否かについての議論が活発となっており、一部では景気刺激効果に乏しいとの声も出ている。無論、2008年の4兆元に及ぶ刺激策とは比較できるものではなからうが、成長ドライバーである固定資産投資の先行指数と看做されている新規プロジェクト投資計画が年初に底打ちし、足許、前年同月比25%増を超える勢いで伸びていることから、この先、投資の活発化が期待できる点には留意が必要だ。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

TWD - 台湾ドル

中国からの輸出受注、8月にプラスに転じる

為替相場・政策金利予測

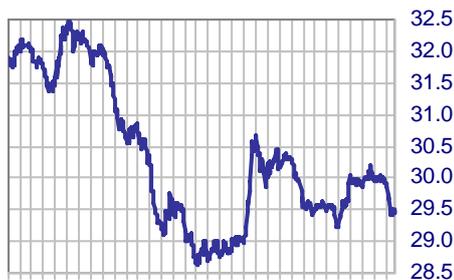
	為替相場									政策金利		
	1USD=TWD			100JPY=TWD			1TWD=JPY			公定歩合		
	End of Quarter		Quarterly Range		E of Q		Quarterly Range		E of Q		End of Quarter	
Oct-01	29.34		-		37.61		-		2.6600		1.875%	
	SMBC	Bloomberg	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	Bloomberg	
12Q4	30.20	29.80	29.00	30.70	37.20	35.10	38.70	2.6890	2.5830	2.8470	1.875%	1.875%
13Q1	30.40	29.50	29.60	30.90	36.10	34.10	37.60	2.7660	2.6570	2.9290	1.875%	1.875%
13Q2	30.70	29.10	29.90	31.20	36.20	34.10	37.70	2.7620	2.6530	2.9240	1.875%	1.875%
13Q3	30.60	29.00	29.80	31.10	35.70	33.70	37.10	2.7970	2.6870	2.9620	2.000%	1.875%
13Q4	30.50	29.00	29.70	31.00	35.40	33.40	36.80	2.8260	2.7140	2.9920	2.125%	2.070%
14Q1	30.70	-	29.90	31.20	35.50	33.50	36.90	2.8210	2.7100	2.9870	2.250%	-

「Bloomberg」- ブルームバーグによる中央値・加重平均値、「SMBC」- SMBCシンガポールによるトレンド予測

Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

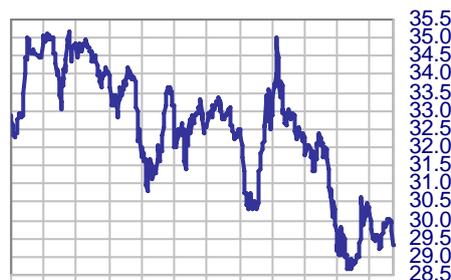
相場動向

USD/TWD-日足



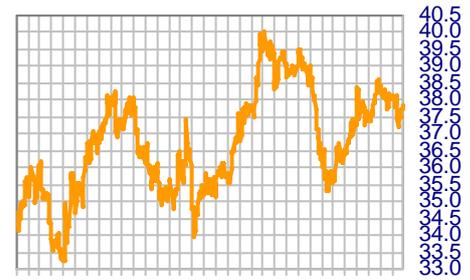
Sources: Bloomberg, Taipei Forex Inc.

USD/TWD-週足



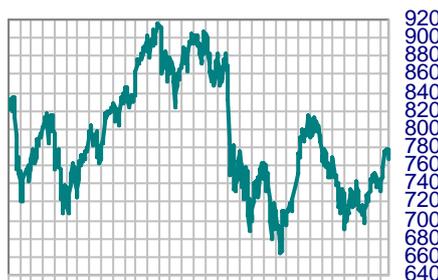
Sources: Bloomberg

JPY/TWD (100JPY=TWD)-日足



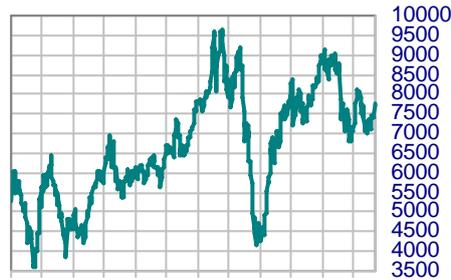
Sources: Bloomberg

加権指数-日足



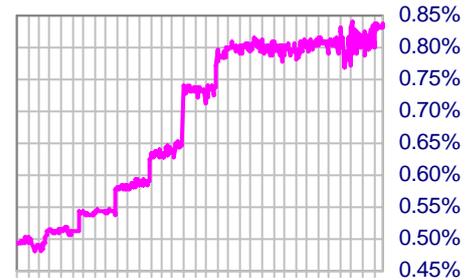
Sources: Bloomberg

加権指数-週足



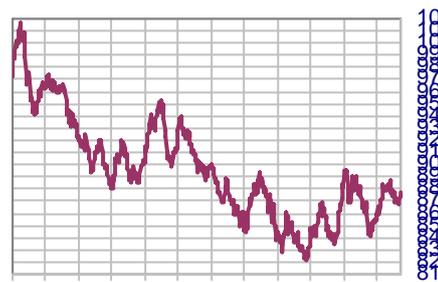
Sources: Bloomberg

3ヵ月物流通CP利回り-日足



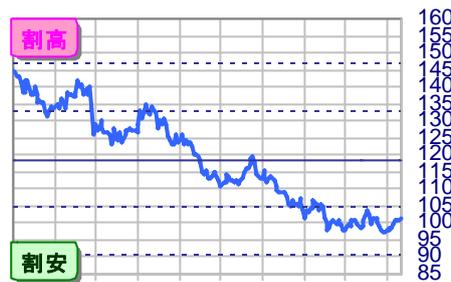
Sources: Bloomberg

TWD名目実効為替相場-週足



Sources: Bloomberg

TWD実質実効為替相場-月足



Sources: Bloomberg

コメント

8月の輸出は前年同月比4.2%減となり、8ヵ月連続でマイナスの伸びを記録した。7、8月の累計では同-8.1%で、第2四半期の同-5.4%からさらに悪化した。8月の中国・香港向けの輸出は同-5.7%で6ヵ月連続で前年同月比割れとなった。一方、輸出の先行指数となる輸出受注額は8月、同-1.5%を記録、3月以降でもっとも小さい落ち込みだった。注目されたのは中国・香港からの受注が同+2.5%で、2月以降初めてプラスの伸びを記録した。特に同地域からの電子機器の受注は同+17.4%で2月以降、初めての2桁の伸び。スマートフォン関連の受注が伸びているものと想定される。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

HKD - 香港ドル

中国人旅行者、支出抑制か

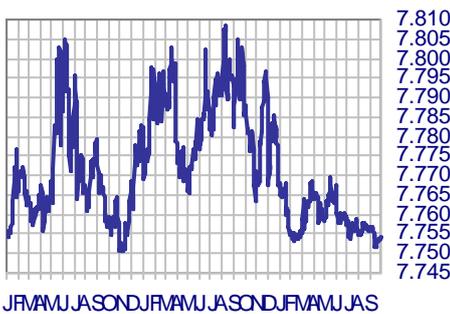
為替相場・政策金利予測

	為替相場									政策金利				
	1USD=HKD			100JPY=HKD			1HKD=JPY			HKMA基準金利				
	End of Quarter		Quarterly Range		E of Q		Quarterly Range		E of Q		End of Quarter			
Oct-01	7.7536		-		9.9447		-		10.06		-		0.50%	
	SMBC	Bloomberg	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	Bloomberg	SMBC	Bloomberg
12Q4	7.8000	7.7700	7.7500	7.8500	9.6060	9.2350	10.0450	10.40	10.00	10.80	0.50%	-	-	-
13Q1	7.8000	7.7800	7.7500	7.8500	9.2750	8.9170	9.7030	10.80	10.40	11.20	0.50%	-	-	-
13Q2	7.8000	7.7800	7.7500	7.8500	9.1980	8.8430	9.5220	10.90	10.50	11.30	0.50%	-	-	-
13Q3	7.8000	7.7700	7.7500	7.8500	9.1120	8.7600	9.4330	11.00	10.60	11.40	0.50%	-	-	-
13Q4	7.8000	7.7600	7.7500	7.8500	9.0490	8.6990	9.3670	11.10	10.70	11.50	0.50%	-	-	-
14Q1	7.8000	-	7.7500	7.8500	9.0070	8.6590	9.3240	11.10	10.70	11.50	0.50%	-	-	-

「Bloomberg」- ブルームバーグによる中央値・加重平均値、「SMBC」- SMBCシンガポールによるトレンド予測
Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

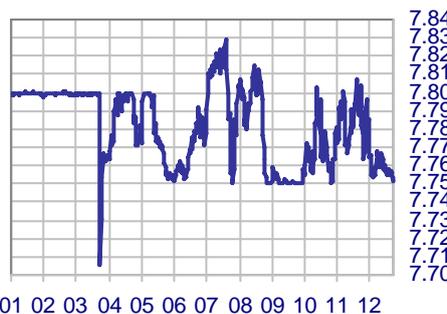
相場動向

USD/HKD-日足



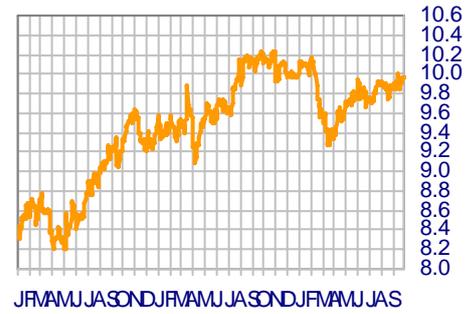
Sources: Bloomberg

USD/HKD-週足



Sources: Bloomberg

JPY/HKD (100JPY=HKD)-日足



Sources: Bloomberg

恒生指数-日足



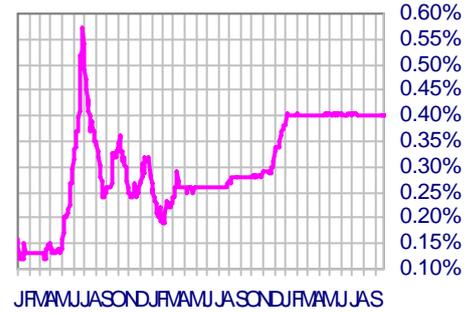
Sources: Bloomberg

恒生指数-週足



Sources: Bloomberg

3ヵ月物HIBOR-日足



Sources: Bloomberg

HKD名目実効為替相場-週足



Sources: Bloomberg

HKD実質実効為替相場-月足



Sources: Bloomberg

コメント

7月の小売売上高は前年同月比3.6%増で、2009年9月以来の低い伸びに留まった。3ヵ月移動平均ベースでは昨年8月に同+28.9%でピークをつけ、その後、一貫して伸びが鈍化している。興味深いことに中国大陸からの旅行者来訪数は2011年半ば以降、同+20~25%の伸びでほぼ一定しており、中国人旅行者が支出金額を抑制していることが示唆されている(香港の総人口が710万人であるのに対し、2011年の中国人訪問者数は月次平均で230万人に及ぶ)。第2四半期GDPにおいて民間消費支出が2009年第3四半期以来の低い伸びである前年同月比3.7%増に留まったことにも同様の背景があろう。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。